

旭川市告示第702号

旭川市税条例（昭和43年旭川市条例第20号）第8条第1項の規定により、平成30年7月26日付け旭川市告示第461号において別途市長が定めることとした期日のうち、次に掲げる地域に住所又は本店若しくは主たる事務所を有する者に係るものについては、その期限が平成30年7月5日から平成30年11月26日までの間に到来するものについて、平成30年11月27日とする。

平成30年10月23日

旭川市長 西川 将



都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市 及び小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、 江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町及び 安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市及び西予市

(問合せ先)

税務部税制課課税制係

電話 0166-25-5604